

○那覇市こども医療費助成条例

平成5年4月1日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、こどもの医療費の一部を助成することによりその保健の向上を図り、もってこどもの健やかな育成に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 本市に住所を有し、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の中学部を卒業する日若しくは終了する日の属する月の末日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者でこどもを現に監護するものをいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)
 - イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - ウ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
 - エ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
 - オ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
 - カ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (4) その他の医療に関する法令の規定 規則で定める法令の規定をいう。
- (5) 医療費 医療保険各法の規定による療養の給付、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、特別療養費、訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費の対象となる療養又はその他の医療に関する法令の規定による医療に要する費用をいう。
- (6) 一部負担金 医療費のうち、医療保険各法又はその他の医療に関する法令の規定により次条の助成対象者が負担すべき額をいう。
- (7) 保険医療機関等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び保険薬局
 - イ 指定訪問看護ステーション(健康保険法第88条第1項の指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。)
 - ウ その他市長が定める病院、診療所又は薬局
- (8) 被保険者証等 被保険者証、組合員証、被扶養者証その他の医療保険各法による保険給付を受けけるために発行された証をいう。

(助成対象者)

第3条 この条例の定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、医療保険各

法の規定による被保険者若しくは組合員若しくは被扶養者又はその他の医療に関する法令の規定による医療費を負担する扶養義務者若しくは民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者であり、かつ、こどもの保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としな

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているこどもの保護者
- (2) 那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例(平成4年那覇市条例第15号)第5条第2項の規定による受給資格の認定を受けているこどもの保護者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、法令等の規定により国又は地方公共団体の負担において医療費の全額の支給を受けることができるこどもの保護者

(助成の範囲)

第4条 市長は、助成対象者のこどもに係る医療費(こどもが6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者である場合については、入院に係る医療費に限る。)につき、一部負担金に相当する額(高額療養費又は付加給付等があるときは、その額を控除した額)を助成する。

2 前項の規定による助成は、法令等の規定により国又は地方公共団体の負担において医療費に関する支給を受けることができるときは、当該支給の限度において行わない。

(受給資格の認定)

第5条 助成対象者は、医療費の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、第3条に規定する要件に該当すると認めるときは、受給資格を認定し、当該申請者に対し規則で定めるところにより受給資格者証を交付する。

(助成の方法)

第6条 市長は、規則で定める申請又は申出に基づき、次に掲げる方法により医療費の助成を行うものとする。

- (1) 前条第2項の規定による受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に助成金を支給する方法
- (2) 受給資格者のこどものうち6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが保険医療機関等において受給資格者証及び被保険者証等を提示して医療を受けた場合において、当該受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に第4条第1項に規定する一部負担金に相当する額を支払う方法

2 前項の申請は、助成対象者のこどもが医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内に行わなければならない。ただし、市長が、特にやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(届出の義務)

第7条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) こどもの氏名、住所又は被保険者証等に変更があるとき。
- (2) 受給資格者の氏名、住所又は届出口座に変更があるとき。
- (3) 受給資格者が生活保護法による保護を受けるようになったとき。
- (4) その他第3条に定める要件に該当しなくなったとき。

(資料の提供等)

第8条 市長は、この条例の規定による医療費の助成に関し必要があると認めるときは、医療保険各法に規定する保険者、保険医療機関等その他の者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、医療費の助成を行う原因である疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものであり、受給資格者が当該第三者から同一の事由につき損害賠償の支払を受けたときは、その支払を受けた限度において、医療費の助成の全部若しくは一部を行わず、又は既に助成した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(助成金等の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において助成対象者であるものについては、第5条及び第6条の規定にかかわらず、平成5年6月30日までに受給資格の認定を受けたときは、施行日にそ及して助成を受けることができる。

付 則(平成6年4月1日条例第7号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の那覇市乳児医療費助成条例の規定は、平成6年4月以後の月分の医療費の助成について適用し、同月前の月分の医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成6年12月27日条例第40号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定中同条第2項を削る部分は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市乳児医療費助成条例第2条及び第3条第1項の規定は、平成6年10月1日から適用する。
- 3 改正後の那覇市乳児医療費助成条例第2条第4号の規定は、平成6年10月以後の月分の医療費の助成について適用し、同月前の月分の医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成11年10月1日条例第33号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の那覇市乳幼児医療費助成条例の規定は、平成11年10月以後の月分の医療費の助成について適用し、同月前の月分の医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(平成7年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(平成14年9月30日条例第46号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の那覇市乳幼児医療費助成条例の規定は、平成15年1月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成15年10月1日条例第35号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の那覇市乳幼児医療費助成条例の規定は、平成16年1月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成18年9月25日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第4号イ及び同条第5号の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

付 則(平成19年9月28日条例第28号)

- 1 この条例は、平成19年12月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市乳幼児医療費助成条例の規定は、平成19年12月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成21年3月27日条例第9号)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市こども医療費助成条例の規定は、平成21年4月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(平成7年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(平成21年9月30日条例第34号抄)

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

付 則(平成24年9月28日条例第34号)

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市こども医療費助成条例の規定は、平成24年10月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成25年3月29日条例第24号)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市子ども医療費助成条例の規定は、平成25年4月診療分以後の医療費の助成について適用する。

付 則(平成25年10月4日条例第44号)

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

付 則(平成27年7月15日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例中、第2条及び第3条の改正規定は公布の日から、第4条の改正規定は平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、平成27年10月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成28年10月12日条例第42号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市子ども医療費助成条例の規定は、平成28年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市子ども医療費助成条例の規定は、平成28年10月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成30年7月3日条例第49号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市子ども医療費助成条例の規定は、平成30年10月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。